消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年3月9日

京都市消防局長	杉本	栄一
) \((1) (1) (1) (2) (1) (2)	111/11	/\

行政区	訓練実施場所	吹	鳥 日	時	出動車両
南区	南消防署 (西九条菅田町4-1)		9年3月 11時0		6台

(消防局警防部消防救助課)